

基準 1 1. 社会的責務

基準 1 1—1. 高い公共性を有する機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

(1) 1 1—1 の事実の説明(現状)

1 1—1—① 高い公共性を有する機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。

ア. 「学校法人神野学園就業規則」における第 2 章「服務規律」において、「服務の基本」「職務上の指示に従う義務」「信用失墜行為の禁止」「職務に専念する義務」「職場の秩序維持」「金銭授受の禁止」「セクシュアル・ハラスメント防止」等を定め、社会的機関としての組織倫理を規定するとともに、第 8 章「表彰及び懲戒」において、この「服務規律」に反した時の処分を規定している。

イ. 学生、職員の個人情報の扱いについては、「学校法人神野学園個人情報保護規程」を定め、また規程運用組織として「学校法人神野学園個人情報保護委員会規程」及び「岐阜医療科学大学個人情報保護委員会規程」を定めている。

ウ. 公的研究費を適正に管理するため「岐阜医療科学大学公的研究費に関する不正防止規程」を定め、また科研費を適正に管理するため「岐阜医療科学大学科学研究費補助金取扱規程」を定めている。

エ. ヒトゲノム・遺伝子解析に関する倫理規程として「岐阜医療科学大学ヒトゲノム・遺伝子解析に関する規程」を定めている。

オ. 本学研究者が行うヒトを直接対象とした研究のうち倫理上の問題生じるおそれのある研究について「岐阜医療科学大学研究倫理委員会規程」を定め、委員会により研究内容の審査を行っている。

カ. 本学研究者が行う動物実験について科学的及び動物愛護の観点から適正な実施を図るため「岐阜医療科学大学動物実験規程」を設けている。

キ. ハラスメント防止については、「学校法人神野学園セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する規程」及び「学校法人神野学園セクシュアル・ハラスメント等防止委員会規程」を定めている。また、本学に「岐阜医療科学大学セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する規程」を定めている。

1 1—1—② 組織倫理に関する規定に基づき、誠実に運営されているか。

ア. 就業規則を基本として適切に運営を行なっている。新教職員については、説明会で周知し、遵守することを徹底している。

イ. ハラスメント防止については、本学規程に基づき「ハラスメント防止委員会」を設置し活動している。平成 22(2010)年 4 月 2 日には、新入職員等の講習会未受講者を対象に講習会を行い、現在、全教職員が講習会を受講している。また、平成 23 年 4 月には、全学生及び全教職員に「セクシュアル・ハラスメント防止のために」という小冊子を配布し、啓蒙と相談窓口の明示を行った。

ウ. 本学規程に基づき「岐阜医療科学大学個人情報保護委員会」を設置し、個人情報保護に関する活動を行っている。なお、平成 23 年 3 月 10 日に全教職員を対象にして、外部講師による個人保護研修会を実施した。

エ. 科研費等の公的研究費に関しては、本学規程に基づき、厳格な運用を行っている。

オ. 動物実験については、「岐阜医療科学大学動物実験規程」に基づき誠実に実施している。
カ. 本学規程に基づき、「研究倫理委員会」を設置し、本学で行なわれる研究及び実験が社会的な倫理性を保持しているか審議し、教授会に提案している。なお平成23(2011)年3月10日に全教員を対象にして、外部講師による研究倫理講習会を実施した。

(2) 11-1の自己評価

- ア. 高い公共性を有する機関として必要な組織倫理に関する規程は整備され、また規程に基づき設置した委員会等が活動して、適切な運営が行われている。
- イ. 研究倫理及び個人情報保護に関する学内講習会等を行い、常に教職員意識の啓蒙に努めている。

(3) 11-1の改善・向上方策(将来計画)

- ・今後も本体制を維持するとともに、個人情報保護ニーズに高まりやハラスメント範囲の拡大、公的研究費の透明性の増大等新たな社会ニーズに応えるよう見直しを行っていく。

基準11-2. 学内外に対する業務執行上の危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能していること。

(1) 11-2の事実の説明(現状)

11-2-① 学内外に対する業務執行上の危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

- ア. 学生の交通事故防止のため下記のような取組を行っている。
 - ①「岐阜医療科学大学自動車通学に関する規程」及び「岐阜医療科学大学二輪車通学に関する規程」を定め、学生便覧に記載し周知に努めている。
 - ②毎年11月に自動二輪又は原動機付自転車で通学する学生を対象に「二輪車実技講習会」を実施している。
- イ. 学生の実験実習中の事故防止のため「岐阜医療科学大学実験実習規程」を定め、担当教員から指導している。
- ウ. 学生の教育研究中及び通学中の事故補償のため、賠償責任保険に衛生技術学科及び放射線技術学科は全学学校負担、看護学科及び助産学専攻科は一部学校負担により加入している。
- エ. 放射線を扱う学科を持っていることから、「岐阜医療科学大学放射線障害予防規程」「岐阜医療科学大学放射線安全委員会規程」を定め、それに基づく委員会を設置して活動するとともに、施設点検等の安全管理を行っている。
- オ. 薬品安全管理については、「岐阜医療科学大学薬品安全管理・廃棄物処理要領」を定め安全管理を行っている。また「岐阜医療科学大学薬品安全管理・廃棄物処理委員会規程」を定め委員会を設置し、薬品管理状況、廃棄処理状況等のチェック及び指導を行っている。
- カ. 「岐阜医療科学大学動物実験規程」に基づき、動物実験に伴う安全管理を図っている。
- キ. 防災管理について
 - ①構内に女子寮「清心寮」を設置していることから、毎年、清心寮で関市消防署の指導

による防火訓練を実施しており、平成 22(2010)年度は 11 月 27 日に実施した。

②「災害対策マニュアル」を作成し、教職員及び学生に配布するとともに、年 1 回全学で地震発生を想定した避難訓練を行っている。平成 22(2010)年度は 4 月 9 日、平成 23(2011)年度は 4 月 25 日に全教職員、全学生を対象に実施した。平成 22(2010)年度訓練においては、校内緊急放送が一部で聞こえない教室があることが発覚したため、緊急対策工事を行った。また、平成 23 年(2011)年 3 月 18 日に全教職員対象の AED 講習会を計画したが、関市消防署の講師が東日本大震災の影響で派遣困難になり中止した。現在、継続計画中である。

③暴風警報や大規模地震時の安全確保のため「岐阜医療科学大学 警報等発令の場合の休講措置に関する規程」を定め運用している。

ク. 緊急時の連絡方法について

①教職員については、緊急連絡網を設定し配布している。

②学生に対しては、平成 22(2010)年度より携帯電話に転送可能なポータルサイトを整備し、一斉や条件を指定した対象に緊急連絡ができるようにしている。

ケ. 情報システムの安全を維持するため「岐阜医療科学大学学内教育研究ネットワーク利用規程」を定め、IP アドレスの管理や不正利用の禁止等を図っている。また、USB メモリーからのウイルス感染を防止するため、新入学生への対応メモリーの販売斡旋学内の USB メモリー使用手順を定め、パソコン自習室にメモリーチェック用パソコンを設置した。

コ. 科学研究費補助金の適正な管理を行うため「岐阜医療科学大学 科学研究費補助金取扱規程」を、また公的研究費を適正に管理し不正を防止するため「岐阜医療科学大学 公的研究費に関する不正防止規程」を定め、運用している。

サ. 不正防止対応

①入学試験成績(学内・センター試験)、受験者調査書等は入試広報課が鍵のかかる別室で処理作業を行い、書類保管している。また、合否判定を行う入試委員会委員は公表されていない。

②成績管理及び個人情報管理について、成績データ管理を行う学務システムは、事務局学生課のみアクセスが可能であり、書類データは鍵のかかる保管庫に厳重保存されている。入学から卒業までの一連の学生個人情報は、平成 22(2010)年度より整備した学務システムにより一元的に管理され、事務局内において、各課必要データにのみアクセス可能となっている。

③不正会計管理について、「学校法人神野学園経理規程」において経理基準を定め、不正が発生しないシステムとしている。また「学校法人神野学園資産運用規程」において資産の運用について定め、健全な資産運用を図っている。更に「学校法人神野学園内部会計監査実施規程」において、各学校における会計経理について年度に 1 回内部監査を行うことを定め実施している。また、内部監査とは別に、公認会計士監査を年に 1 回実施している。

シ. 学生のメンタルケアに対しては「学生相談室」を設け、相談日を設定して本学専任の心理カウンセラーによる相談を行っている。また、平成 23(2011)年 3 月 18 日に「FD・SD 研修」の一環として全教職員を対象に外部心理療法士による「学生の精神ケア」

講習会を行った。

(2) 11-2の自己評価

- ア. 学生の通学途上事故、実験実習中の事故等を防止するための規程及び補償体制は整備されている。
- イ. 放射線障害防止や薬品安全管理、動物実験における安全管理等に関する規程及び管理体制は整備されている。
- ウ. 防災管理については、「災害対策マニュアル」が整備され、また年1回全学生及び教職員による避難訓練を行っている。
- エ. 暴風雨等の突発的事象に対しては規程が整備され、またポータルサイトを通じた携帯電話への緊急連絡システムも稼働している。
- オ. 教職員間の緊急連絡網を設定し配布している。
- カ. 情報システムの不正利用を防ぐための規程が整備され、またサーバ系統も事務、教員、学生を分離し不正侵入ができないようになっている。
- キ. 科学研究費補助金等の公的研究費の不正使用を防止する規程が整備され運用されている。
- ク. 入学試験や学生成績管理を行うシステムが整備され、関係者以外の閲覧やデータアクセスが不可能なシステムとなっている。
- ケ. 会計管理に関して不正ができないよう規程が整備され、また内部監査も公認会計士及び職員により年に2回実施されている。
- コ. 資産運用に関しても規程が整備され、健全な資産運用を行っている。
- サ. 学生のメンタルケアに対しては、専任のカウンセラーを配置し相談にあたるとともに講習会等を行って学生への接し方の啓蒙に努めている。

(3) 11-2の改善・向上方策(将来計画)

- ア. 今後も防災訓練を継続して行い、また「災害対策マニュアル」の見直しを進め、防災意識を高めていく。また、平成22(2010)年度に中止となったAED講習会を実施していく。
- イ. 従来規程化されていなかった危機管理に関し、平成23(2011)年4月1日付けて「岐阜医療科学大学危機管理規程」「岐阜医療科学大学防災基本規程」「岐阜医療科学大学防火管理規程」の規程化を行った。今後、「災害対策マニュアル」の改訂と併せ、実情にあわせて見直しを行っていく。
- ウ. 情報管理システムの危機管理対応として、学生や教職員の使用するUSBメモリーからのウイルス感染が問題になっている。このため、平成23(2011)年度より学内パソコンにおいては、ウイルスチェック機能付USBメモリー以外は原則使用不可とし、対応メモリーの学生への販売斡旋及び教職員の購入対策を行った。
- エ. 今後も会計管理等について内部牽制体制を強化し、不正が発生しないようしていく。
- オ. ゆとり教育世代の入学時期となり、学生の気質も変化していることから、メンタルケアに関しての啓蒙活動を継続していく。

基準 1 1—3. 大学の教育研究成果を公正かつ誠実に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

(1) 1 1—3 の事実の説明(現状)

1 1—3—① 社会に対する説明責任の観点から大学の教育研究成果を公正かつ誠実に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

- ア. 「学則」第3条において、「本学の教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を公開するものとする。」と定め、実施している。
- イ. 「岐阜医療科学大学紀要編集規程」及び「岐阜医療科学大学紀要委員会規程」を定め毎年度、紀要原稿を収集、発行している。平成22(2010)年度は投稿数10編にて発刊し全国452の施設に発送した。
- ウ. 教員の教育研究業績及び主な学術論文・著書等は、本学ホームページにおいて、教員紹介として公開している。
- エ. 本学全教員の「教育研究及び社会活動の成果」については、担当授業への工夫、学生の成績概要及び出席状況、研究テーマ及び社会活動について「教育研究活動の自己点検」してまとめており、学内公開をしている。
- オ. 教員の研究成果は本学紀要を含めて学協会の専門誌、国際会議、国内外学会等において研究成果を発表し、国内外への発信に努めている。

(2) 1 1—3 の自己評価

- ア. 本学の教育研究成果の公表は「学則」において積極的に行うこととされており、また紀要の募集、発行に関する規程も整備され、教育研究成果は学術雑誌、学会誌、紀要等を通じて学内外に示されている。
- イ. 本学ホームページにおいて、各教員の研究業績を公表する体制は整備されている。

(3) 1 1—3 の改善・向上方策

- ア. 紀要是研究成果発表の場として重要であり、投稿者増に向けて呼びかけを強化していく。
- イ. 現在、ホームページにおいて項目名のみ公開している教員研究情報について、教員研究業績管理システムを導入し、教員が公開した教育研究情報に対して学外から簡易に検索し閲覧できるようにする。

[基準 1 1 の自己評価]

- ア. 高い公共性を有する機関としての組織倫理する主要な学内規程が定められ、適切に運用している。
- イ. 地震、風水害、火事等に対する防災対策や通学、実験・実習中の事故防止に関する安全管理、公的研究費や会計、個人データへの不正防止対策、情報システムへの安全対策等危機管理体制を整え適切に運用している。また、教職員緊急連絡網や学生への緊急連絡システムも整備し運用している。

ウ. ホームページや紀要において教育研究成果の公表に努めており、また各教員は各種学会、研究会、研修会等に積極的に参加し研究成果を公表している。

[基準1 1の改善・向上方策(将来計画)]

- ア. 大学の持つ公共性について更に学内意識を高め、一層の社会的信頼を得られるようしていく。
- イ. 危機管理について常に高い意識を持ち、規程やマニュアルの見直し、施設対策等を継続していく。
- ウ. 研究成果の公表について、教育研究データベースシステムを導入し、教員意識及び外部からのアクセス強化対策を行っていく。